

田野畑村簡易水道事業 危機管理の取組(概要版)

令和8年度版 田野畑村 地域整備課

1 目的

地震・津波・風水害などの災害、水質事故、水道施設の事故、テロ行為、情報システムの障害などの危機が起きたときに、水道水の安全と給水をできるだけ確保し、早く復旧するため、村では水道の危機管理の文書を整えています。この概要版は、その取組の全体をお知らせするものです。

2 危機管理の文書の体系

文書	役割
水道事業危機管理マニュアル 総括編	全ての危機に共通する体制、判断の基準、初動の対応を定める基本の文書です(水道法第23条、国の危機管理対策マニュアル策定指針、田野畑村地域防災計画による)。
水道施設被害・水質事故等の報告手順と報告様式	被害や水質事故が起きたときに、県(宮古保健所)などへ報告する手順と様式を定めています(国の通知、岩手県の災害対応マニュアルによる)。
テロ等危機管理体制説明書(緊急連絡体制を含む)	テロ行為などへの対応の体制と緊急連絡の体制を定めています。施設の安全を守るため、内容は公表していません。
クリプトスポリジウム等対策 水源別リスクレベル判定・管理状況表	塩素に強い病原生物(クリプトスポリジウム等)について、水源ごとの危険の程度と対策の状況、検出したときの対応を定めています(国の対策指針による)。
水安全計画(簡易版)・別冊 危害分析・評価表	水源から蛇口までに起こり得る水質の危害を洗い出し、平常時の管理の方法と、基準を外れたときの対応を定めています(国の水安全計画策定ガイドラインによる)。村のホームページで公表しています。

各文書は、それぞれの根拠となる法令・指針等に基づく独立した文書で、改定もそれぞれ行います。共通する事項は総括編に集め、文書同士で同じ手順を二重に書かず、互いに参照しています。

3 田野畑村地域防災計画などとの関係

計画	水道の危機管理の文書との関係
田野畑村地域防災計画	水道の危機管理の文書は、地域防災計画のうち、水道事業者として行う事項(給水計画、ライフライン施設の応急対策など)を具体的に定めるものです。内容に食い違いがあるときは地域防災計画を優先し、速やかに見直します。災害対策本部が置かれたときは、本部の体制(給水対策本部)で対応します。
田野畑村国民保護計画	大規模なテロ等で国民保護措置がとられるときは、国民保護計画によります。

計画	水道の危機管理の文書との関係
田野畑村職員災害対応マニュアル	役場全体の配備の体制に合わせて、水道の体制も引き上げます。
田野畑村防災備蓄計画	備蓄している飲料水や給水用の袋などを、応急給水に使います。

4 主な取組

- **監視と停電への備え** 浄水場や配水池の状況を遠方監視装置で常時監視しています。停電に備え、浄水場には非常用発電機を設置しています。
- **報告と連絡** 被害や水質事故が起きたときは、定めた手順により、県(宮古保健所)などへ速やかに報告します。
- **応急給水** 長時間の断水のときは、給水所を設けて応急給水を行います。給水所の場所は、防災行政無線と村のホームページでお知らせします。応急給水の資機材は、防災センターに保管しています。
- **相互応援** 村だけで対応できない場合は、日本水道協会岩手県支部の相互応援により、他の水道事業体の応援を受けます。
- **平常時の水質の管理** 水安全計画と水質検査計画に基づき、水源から蛇口までの水質を管理しています。
- **見直し** 訓練や実際の対応の経験を踏まえて、文書を見直していきます。令和9年4月の改定に向けて、内容の充実を進めています。

5 皆さまへのお願い

- 日頃から、1人1日3リットルを目安に、3日以上飲料水の備蓄をお願いします。
- 水道の漏水や濁り水、水道施設の周りでの不審な人や車などに気付いたときは、地域整備課へご連絡ください。

お問い合わせ: 田野畑村 地域整備課 上下水道・住宅班 電話 0194-34-2113(月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

夜間・休日は、役場(電話 0194-34-2111)へご連絡ください。